

中小企業振興資金融資制度

以下の内容については令和8年4月1日から令和9年3月31日までに取扱金融機関が融資を実行するものに限りです。

令和8年度版

【融資対象】

- 町内に主たる住所を事業所を有し、同一事業を1年以上営み、各種町税を完納し、貸付金の返済が確実であると認められる企業者
- 資本金または出資金が5,000万円以下または、常時使用する従業員が50人以下の企業者
- 原則、福井県保証協会の保証対象業務を営む企業者

【資金使途】

設備資金・運転資金・不動産取得資金

【融資限度額】

1企業者につき1,000万円

【融資期間】

7年以内（据置期間1年以内を含む）

【利率】

5年以内の償還の場合 年1.95%
5年超7年以内の償還の場合 年2.15%

【利子補給】

上記金利の**全額**が利子補給の対象となります。但し、遅滞利息額は除きます。
※予算額に達し次第、申請受付を終了します。

【信用保証料補給について】

福井県信用保証協会の債務保証を受けて、この制度の融資を受けた場合は、支払った信用保証料の**全額**を補給します。
※予算額に達し次第、申請受付を終了します。

【融資のお申込み先】

- 福井銀行 高浜支店
- 小浜信用金庫 高浜支店
- 福邦銀行 高浜中央支店
- 京都北都信用金庫 高浜支店

詳しくは高浜町のHPをご覧ください。

【お問合せ先】高浜町 産業振興課

TEL：0770-72-7705

